

## 安定した生活基盤の確立

## 1 ひとり親世帯生活支援特別給付金の支給（新）【令和3年5月～】

長引くコロナ禍の影響により、負担が大きくなっているひとり親世帯に対し、生活支援特別給付金を支給

- 対象者 ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者  
(同手当の令和元年度の所得制限限度額を下回る者に限る)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同水準の者  
(福祉事務所設置市以外の町分を県が実施)
- 支給金額 児童1人あたり5万円
- 負担割合 国10/10

## 2 ひとり親家庭住宅支援資金貸付の実施（新）【令和3年夏頃～】

ひとり親に対する生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進するため、入居している住宅家賃に対する資金を無利子で貸付

- 対象者 以下のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父  
(政令市以外の市町分を県が実施)
  - ・児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある者
  - ・母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者
- 貸付期間 12月
- 貸付額 入居している住宅家賃の実費(上限4万円)  
※1年以内にプログラムで定めた目標に合致した就職をし、就労を1年間継続した場合、償還免除
- 補助先 県社会福祉協議会
- 負担割合 国9/10、県1/10

## 3 住居確保給付金の支給（拡）【令和3年4月～】

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれがある者に対し、家賃相当（単身世帯の場合32,300円が上限（県所管地域））の住居確保給付金を支給

- 対象者 ・離職、廃業から2年以内の者
- ・休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある者  
(福祉事務所設置市以外の町分を県が実施)
- 支給期間 原則3ヶ月  
延長により最長12ヶ月（令和3年3月末までの申請者に限る）  
※令和3年6月末までの申請者はさらに3ヶ月再支給  
※制度が創設された平成27年4月1日以降の受給者で、支給が終了している者についても再支給可能
- 負担割合 国3/4、県1/4

#### 4 高等職業訓練促進給付金の支給（拡）【令和3年夏頃～】

ひとり親の資格取得を促進し、就職を支援するため、養成訓練等の受講期間（6ヶ月～4年）において高等職業訓練促進給付金を支給

- 対象者 以下のいずれにも該当する母子家庭の母及び父子家庭の父  
(福祉事務所設置市以外の町分を県が実施)
  - ・児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある者
  - ・養成機関において6ヶ月以上(※)のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者

※「1年以上」であったものを令和3年度に限り「6ヶ月以上」に拡充
- 対象資格 6ヶ月以上の訓練を通常必要とする民間資格等 (※)  
※従来の「国家資格」に加え、令和3年度に限り「民間資格」の取得の場合も新たに給付対象として拡充
- 支給金額

区 分	高等職業訓練促進給付金	修了支援給付金
住民税非課税世帯	100,000 円/月 (最終1年間 140,000 円/月)	50,000 円/月
住民税課税世帯	75,000 円/月 (最終1年間 115,000 円/月)	25,000 円/月

- 負担割合 国 3/4、県 1/4